

## 第3期京都文化芸術都市創生計画策定補助業務 応募要領

### 1 委託業務

第3期京都文化芸術都市創生計画策定補助業務

### 2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

### 3 委託金額の上限

3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 応募資格

次の(1)から(6)の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者であって、本市から競争入札参加停止措置を受けていない者、又は、次のアからウに掲げる要件を全て満たしている者
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - イ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
  - ウ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (2) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
  - ア 所得税及び法人税
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 本市の市民税及び固定資産税
  - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

### 5 応募方法

#### (1) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）及び類似業務実績一覧（様式2）

イ 提案書

「仕様書」の内容に基づき、「受託候補者選定審査基準」を参考に作成し、紙文書で9部提出すること。

なお、提案書には、社名を入れないこと。

ウ 見積書（消費税は内書きで記載）

委託業務実施に当たっての見積書(積算根拠が分かるように記載したもの)原本を1部、複写8部を提出すること。

エ 応募資格を満たすことを証明する書類※

登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)、印鑑証明書、納税証明書(国税及び地方税)及び使用印鑑届(いずれもコピー不可)、誓約書(様式3)

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出

**(2) 受付期間等**

ア 受付期間は、令和8年4月13日(月)から令和8年4月27日(月)までの平日午前9時から午後5時までとする(郵送の場合、当該受付期間内に必着のこと)。

イ 受付期間の終了後は、提出書類の内容の変更は受け付けない。

**(3) 提出方法等**

後述10の担当まで持参又は郵送により提出すること。

**(4) その他**

ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

イ 選定された提案は、本市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

**6 受託候補者の選定方法**

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 本市の職員で構成する「第3期京都文化芸術都市創生計画策定補助業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、応募者から提出された提案書及び見積書について、「第3期京都文化芸術都市創生計画策定補助業務 受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、審査及び選定を行う。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとするが、その場合、評価点の合計が60点以上であることを選定の条件とする。

(4) 受託候補者の選定は、令和8年5月8日(金)までに行う。

(5) 選定結果については、郵送で通知するとともに、本市のホームページ上にて、受託候補事業者の商号又は名称及び評価点を公表する。

**7 委託契約の締結**

**(1) 契約期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

**(2) 契約の締結等**

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、委託見積額の範囲内で契約を締結する。

イ 受託候補者となった者は、速やかに本市が指定する契約書に記名捺印し、本市へ提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとす

## 8 質疑

### (1) 質疑の受付

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、後述 10 の担当まで、質疑書（任意様式）を持参又は郵送又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

なお、電子メールの場合は必ず電話で受信確認を行うこと。

### (2) 質疑受付期間

受付期間は、令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 4 月 20 日（月）までの平日午前 9 時から午後 5 時までとする（郵送の場合、当該受付期間内に必着のこと。）。

### (3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和 8 年 4 月 22 日（水）を目途に、本市のホームページに公開することによって行う。

## 9 注意事項

(1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。  
なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

## 10 担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所 分庁舎地下 1 階

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課（担当：山岸）

T E L 075-222-3119

E-mail bunka@city.kyoto.lg.jp